

主催：九州ミロク会計人会

九州北部税理士会認定研修申請中

共催：九州ミロク会計人会北九州地区会

日本FP協会継続教育単位認定研修3単位申請中

調査における双方の主張と結論

～課税庁の主張と納税者の主張の対比～

判決及び裁決は、納税者と課税庁の主張の対立が原因であり、多くは、納税者の主張が認められません。しかし、納税者が経済慣行や法律に基づいた処理であっても、調査により更正されることが少なくありません。

そこで、調査における争点の対比をイメージすることにより、調査における課税庁の主張及び納税者の主張の参考にします。

講師 税理士 藤井 茂男 (ふじい しげお)

MJS 税経システム研究所客員研究員

略歴：昭和53年 藤井茂男税理士事務所開設。元明治大学経営学部講師(税務会計論)。

主な著書：『減価償却の税務～基本から判例まで～』、以下共著『事例からみた「法人税の実務解釈基準」』、『検証 国税非公開裁決』、他多数。

日時 2020年10月13日(火)
13:30～16:30 (受付開始 13:00)

会場 新小倉ビル 6号会議室
北九州市小倉北区米町2丁目2-2-1 TEL:093-521-6369

定員 30名 (先着順/定員になり次第締切)

受講料 会計人会会員 3,000円(税込)
TVS加入者 7,500円(税込)
一般 9,000円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

研修概要

1. 調査で作成する争点整理表について
2. 収益認識基準の引渡基準の主張
3. 事前確定届出給与における損金算入の主張
4. 不相当高額な給与の比準法人の選択
5. 分掌変更における退職の事実の主張
6. 横領による損害賠償請求権の計上時期
7. 債権放棄を貸倒損失とするための主張
8. 重加算税等の附帯税の賦課要件に関する主張

※内容の一部を変更することがあります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、
研修会を中止もしくは延期させて頂く場合がございます。
中止もしくは延期となった場合は、メール・FAXなどでお知らせいたします。

研修受講申込書 (FAX 送信先：093-522-0908)

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をコピーしてご利用ください。

ふりがな	受講区分 ☐ ミロク会計人会会員
貴所名	☐ TVS (ID) ☐ 一般
ふりがな	税理士会登録支部 登録番号
受講者名	支部 第 号
ご住所 〒	※当会より、税理士会認定研修受講報告を行うため、必ずご記入ください。
Eメールアドレス：	TEL
	FAX

----- ご記入いただく情報について -----

ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があります。また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関するご案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DMなどの送信発送を中止いたします。当社では、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報の取扱いに関するご質問窓口については当社ホームページで「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針」(<https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/>)を公開しておりますので、こちらをご確認ください。またはミロク会計人会連合会「個人情報保護方針」(<https://www.mirokukai.ne.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

お問合せ先

株式会社ミロク情報サービス 北九州支社 担当：丸九
〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル4F
TEL：093-521-6369 FAX:093-522-0908



九州ミロク会計人会

※TVSは株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。